

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

2. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。

また、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。

3. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、調整債（不交付団体）の対象経費を拡大すること。

また、公的資金補償金免除繰上償還を行った団体について、財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。